

杜東原常用次第

全



可覺悟條々  
縫腋束帶之事  
襦服束帶之事  
布袴之事  
衣冠之事  
直衣之事  
小直衣之事  
狩衣之事  
半尻之事



水干之事

直垂之事

長絹之事

素襖之事

夏冬更衣之事

執物之事

傘

几床

敷皮

鞞同袋

胡床

毯代

笏同袋

笏

雨衣

深當

僮僕負數之事附紫束

隨身

火長

小舍人童

馬副

調度懸

手振

中間

行騰

風流傘

看督長

衛府長

車副

小雜名

放免

即等

執物舍人

馬部

御厩舍人

副舍人

半量

下呂雜色

退紅

居飼

私舍人

半飼

榻持

走雜色

白丁

舍人

附物之車

車之支

檳榔毛唐庇車

半部車

后肩車

青系毛車

大八葉車

小一葉車

小八葉車

下簾

雨皮

榻

鞍之車

私鞍

移鞍

御幸鞍

鉢鞍

倭文鞍

唐鞆

水干鞍

御供鞍

鈴鞍

鞞履

鞞繩

明衣之事

齋服

小忌 青摺

淨衣

法中裝束之事

鈍色

袍裳

廉詣

裘袋

加多祿

直綴

うは不

僧俗裝束相當之事

可覚悟條

凡束帯の事、先內衣エ襟大口等改著し冠を頂  
上エ帯エ改著し、單以下改著  
此エはエつエきエひエるエるエ中エ館エ服エ乃エとエき  
たエくエはエ半エ臂エ改エ略エすエ、夏エ月エをエ汗エ取エとエき  
しエてエ大エ帷エをエ著エ、極エ熱エのエとエあエ、袍エをエ引エ曳エ本  
ふエくエそエとエらエ婦エ事エ、所エをエうエるエ此エふエくエはエあエく  
あエまエとエ略エす

袍の色、衣服令了、載ると改、二位以上深紫



なり、板橋目のあふきもの

了眉の事、十三歳より十八歳の三月まであり、

髷覆とこれより振袖は十六歳の六月まで

那を、紅梅もある、年々、まらぬ、きり、下著

は、白山袖より、

徳著、本儀下重の裾をいけ、う短う、短く、なり

近代の終著、短裾なり、今も勅解由使御即位

乃次將など、終著と称する、袖ととも、洗裾、二、三

を、地をむく、抱る、り、

幼年とは、十五歳まで、若年とは、二十歳まで、中

年と、廿歳より廿九歳まで、壮年とは、三十歳より

廿九歳まで、老年とは、六十歳以上、宿老とは、有徳

の老者をいふ、なり、

差貫の事、地下大抵花田に、し、るれとも、薄き

襷も用ふる、舊記、ふ、る、り、今も元服嫁娶

賀送産家など、こ、こ、こ、紫の、さ、ぬ、さ、代、用、ふる、なり、

花田、輕肢、又、人、妻、の色、る、さ、は、う、包、り、此、時、り、

川、用、ひ、る、老年、の、公、口、も、濃、紫、を、も、ち、ふる、なり、

指袴、差貫の裾を、さ、さ、さ、ふ、り、堅、固、内、に、此、事、の

なり、近代、の、む、く、指袴、を、も、ち、ぬ、畧、後、の、事、也、

指袴の事



度中に此、朽葉木賊檜皮香カラ鈍田鈍色ニビの朝ハ  
もろひら、ち、後造ハ、兩本檜皮皮、つむりも  
ゆらといふ事と、火といふ事、訓よりて、素志、みるよ  
し、ら、し、り、  
釧クシの装束、平緒乃、い、何と同一定と、い、し、り、し、ら、し、り、  
飾サザ釧クシ、ハ、紫地、い、し、り、し、り、し、り、し、り、し、り、し、り、し、り、  
も赤滑、あ、い、し、り、し、り、し、り、し、り、し、り、し、り、し、り、  
糸巻の太口、俗、朝巻の太口といふ、武士、も、用、い、  
る、との、なり、柄と、鞆トモ護ゴの前後を、糸、も、く、巻、と、い、ゆ  
え、なり、糸、も、く、巻、と、い、ゆ、朝巻

と、朽、も、遠、る、なり、こ、是、は、渡ワタリ巻とい、ち、ち、也、ち、ち、  
朝巻といふは、今、え、小口チノカケの事コトなり、右、腰ヒラキ刀カチと  
い、ぬ、つ、い、と、乱、世、う、つ、も、と、て、大、小、乃、剣、を、帯、り、し、世、と  
り、り、し、り、し、り、小口といふ、名、出、来、る、う、り、う、り、し、り、し、り、  
お、ろ、刀、と、あ、い、し、り、今、の、小口チノカケの事コトなり、と、い、て、この、刀、は、  
平、緒、あ、い、し、り、い、し、り、平、緒、も、て、朝、巻、を、巻、く、と、い、ふ、  
う、所、実、なる、所、も、朝、巻、の、名、あ、い、し、り、朝、巻、乃、い、し、り、  
し、り、と、い、ふ、事、も、これ、と、い、ふ、事、も、い、し、り、  
卷、様、卷、不、と、朝、巻、と、い、ふ、事、も、朝、巻、の、故、実、い、し、り、  
と、い、ふ、事、も、い、し、り、  
事、れ、い、し、り、卷、を、い、し、り、と、い、ふ、事、も、い、し、り、

紙捻コビネリと云ふ杉川の本儀をもちあふ本儀は杉川の紙

ひきと云ふといや紙と云ふを界しつゝあるたり紙捻とコビネリと誤るゝん

召具烏帽の中コビネリおれ諸犬丈以上細立コビネリは上下色

しつ著せしむ柳佐比ササビといふかたは流なり

退紅と字はしし紅のほろろ色なりをえぬの

弁汁染るり美葉うとあら海と云ふこの

文宣紙といひをさ

色目の中甚るぬ端なるよりしてこれしを

次くくしと事には色目相よの紙なり

ふ重の事しと尋月下装表袴大口袖單し

拍衣  
梅氏

甚も表裏志強も精好又々平筒ヘラカをもちふ二盃此

更衣朝旦冬コビネリ玉御産家等コビネリ老者コビネリおれと著

すねるしコビネリ白装束コビネリといふ

縫腋束帯之事

內衣

幼年ハ紅梅の練貫裏濃コキありシテ廿六歳ハ  
後公卿ハ公後ハ位以下ハ白の平絹公卿ハ二襟  
殿上人ハ下一襟なり

襪

貴賤を論ずハ白ハ平絹ともならず裏あり

赤大口

紅乃精好らうあや色夏冬を越へくとも白重  
の時ハ表裡白ハ精好らう

冠カザリ 垂スベ 纓シ

切年乃ノ人々透額スキ若年凌官シラカミの人々薄額ウスビシ  
老年高官タカシの人々厚額コトシのよりなり志シれども  
近來イマ厚官を論コトせん一切イツ薄額ウスビシをシひをシとシふ諸シヨ妙ミョウ  
厚額コトシを用ヨウふとシあシふシ右冠ミナモト攻ク  
其コノころ東大寺トウダイジハ幡官ハタカミ新倉ニウクラ  
所傳ソトナリの冠カザリ勸修寺クンシュジ乃一流イツリウこれとシとシらぬシ頗シカ古風コフウ  
のノものモノろロ磯高イソタカとシ孫ムコ氏ウヂ地下チカとシ著用シヨウヨウの人ノとシあシ梨リ且カ  
有文冠ウヰカザリ攝家セツカの中ノら用ヨウひヒ此門流コノカドナリ乃人ノハ申請シヨウシン  
之著用シヨウヨウ寸懸シユンケン緒ツは一切紙捲イツシシマクなり  
軍イクサ

夏冬通ナツフユトウ一イツの四菱シロヒシの綾ヤ攻クとシふシ裏ウラなりナリ或シは  
打ウチあシひヒ張テ切年キトシハ素單ソダマ濃單ノウダマ十三歳トウササイ以後イコノチ  
紅ベニ乃打單ノウチダマ壯年ソウネン以後イコノチ同ドウ一イツ張單テダマ老者コノチは素  
單ソダマ或シハ素單ソダマなりナリ

袖ソデ

冬フユハ小葵コアヅキ雲クモ立涌タチノボ外蝶ソトテフ四菱シロヒシ等トウの綾ヤ裏ウラ攻クのノ其コノハ  
なるナリ文フミ此生コノナリあシひヒハハ着キるル裏ウラれレ色イロは青アヲ濃ノウ  
お梅オメ紅ベニ薄ウス多タ黄香ワウカウ白シロ等トウ官位クワンイ年ネン齡レイ小コとシふシとシふシ  
り此コノ法ホウのノをシ打ウチつツひヒ張テ四十シヨウジ以上イジョウとシふシ冬  
春ハルハ二領ニリョウのノひヒ三領サンリョウ攻クとシふシはハ也ナリ

表袴ウツハカマ

公卿の國文着の丸紙織物若年カシヒメのらむ禁色の  
殿上人等、浮文案霰アラシ非色の人は年絹トシヌなり。  
つれとれもてふ、うらね或は花田ナカ中陪ナカ氏ノは  
或は打裏ウチウラをもちあ濃コク仕装束のとも濃コクうらなり  
下タ袷カサネ

公卿冬、公此外カ蝶マ此丸コあひに張或は室ムく裏ウ  
濃コクうらあひいし赤ベニ立菱タテヒ様菱サマヒ家イ丹ニよりて若  
別ワあをア老ロ者シヤハ一ツ菱の遠文非色此人年絹色  
よりにああし

躰端のうらに遠文とて、近代かむく、裏を所を全に深くなり、その中信紙、入れをさ多くは和と

ふヒて 夏は公卿の、文冬乃らうみれり。色は  
蕨ワ芳ホ 蕨芳は、此を祿と云、夏色也、非色の人ハ二ニ監シの穀コク老ロ者  
を水ミ多タの成ナりもぬ式部シキブ正マサ檢ケン非ヒ遠エン使シ老ロ者シヤ等ト冬  
柳ヤナギの張テ下カ袷ウ夏ナツハ、あ成ナ朽ク葉エハの穀コクの下カうらウらニを  
もちふ、冬者フユノシヤとて其祿シキ地チをウとク 冬外上宿内  
袴ハカマ此寸法世に此制シキ符フをウとク 大抵大は二丈  
日五尺、納ウと一丈二三尺、冬儀散サン位イ一丈四位七尺  
五位五尺六位四尺  
半ハジメ辟ヒキ月  
公卿冬、小葵コアヲ黒クロの袴ハカマうら平絹ヘイヌなれり

不同し、あるは打或張襦ラシ志緒ツスレヲ、唐物なり。非  
色の人は黒の平絹襦志緒ツスレヲなり。公卿は夏を  
ニ藍大文此布、非色の人はなす。色の穀式  
部彈正檢非違使老若等、冬表襪柳の平絹夏  
は青栴葉の穀、この外上官内紀と老若はこと  
改著に

袍  
大は異文此袍の、免の後文は家みとなりて  
同くが、右攝政、卧蝶の九閑白、雲立涌  
太閤、雲鶴、袖は下五位以上、菊立涌、雪

唐草輪無等此布、らの後なり。色は四位以上通  
して附子金深裏れり。色の平絹五位、藤若儀  
式宿檢非違使等の五位、朱紋六位、七位、鏢の  
穀、其文、通、く、ふ、下五位以上夏  
は、の穀を著用せり。儀式宿は入襦ラシと  
て、襦と肉とあり。帳みこと、改著、故実なり。  
石帯  
無文巡方ツシ此玉は、之上著御より、下は、その  
有文巡方の玉、晴の、と、卿これ、  
有文九韜の玉、の、尋常の、事、に、

無文九鞘の玉ハ臨時祭の舞人これと見ふるも  
 といハ四位ハ馬腦の帯大外紀ハ五位といふも  
 帯ハ自符の五位ハ犀角の世帯六位ハ馬犀角此  
 帯ハ犀角の世帯巡方ハそれの時九鞘ハ襲乃とい  
 とも巡方九鞘通用の帯ハ晴襲といふにとも  
 とも異儀乃を流たり

銀袋

金銀袋ハ装束紫革ハ御これ或佩ハ銀袋ハ  
 装束紫革四位五位を佩ハ行幸御  
 會ハ政官の人ともぬハ外ハ祭使これ

ちふ自余ともひす

釵

飾釵代芋ハ釵玉柄釵等大位の外これ  
 とともひす木地螺鈿ハ口を連なり是改  
 用ぬ木地の細釵とれハ又木地螺鈿を飾釵  
 代乃代と號ハ節下此大位これを帯ハ御事  
 日蔭繪の細釵ハ上御已下六位以上尋常の公  
 事ハ用ぬハ儀仗ハ但四府の督上達部の  
 次將等ハ螺鈿のハ蔭繪の聖釵ともハ大理  
 以下大吏判官以上沃然地の野釵を帯ハ凡文官

は勅授ふりしをれは、**鈕**次常をん、**たう**きと中務  
侍従等ハ侍衛の友職とにりて、勅授とほり常  
鈕を靴と洗たり、此外**植**螺鈿川螺鈿唐平  
唐等れら多くの太刀あり

平緒

若年の公まハ紫地をれのと、**死**紫纒をま  
ふ自餘ハ紺地朝覲行幸ハ、**如**毒地をま  
ふ、**ま**、**四**五月に新棟終、**九**十月の比櫃終たると  
晴のときにて用ゑるうり、**ろ**此外を色この記  
緒あり

帖紙

普通の人は白比檀紙若年の公達をまハ

よりく、薄様を用ひあまひハ、**比**紙をうり、**金**

檜府

板のうり十八枚、**開**系のみ急うり、**花**あるひハ

家の紋或押ハ、儀式官檢非違使老若等ハ

し物なり、**印**年の人は、**檜**横目の之物と

る、**新**色の繪あり、**開**系を色うり、**比**あるを

或、**燒**むらひ或ハ、**梅**の葉をすし折枝をつく

檜横目  
足板金  
中  
八



生糸云々  
 三ノ水  
 ナリ  
 五ツツアリ

初 扇のきし

寸 法人に大小みとりてふるくは新材に桜  
 杉 檜 栲 柿 ムボツクウラ等なりと云い

歩 行ふ浅沓沓鋪表袴の裂をもくふ甲亮は  
 論 上下平縮るり節會行幸馬上より靴甚雨  
 深 泥雨雪れともくは深沓ぬき靴韃に赤地の  
 巾 儀式官檢非遠便に紺地の錦張用ふ  
 腕 腋束帯の事

内 衣 襪 大口等同上

冠 卷 襪 冠上におろしき襪をまくのみは差別なり  
 綾 右々紫の縮左は花田に縮なり

単 袍 表 袴 下 褌 半臂等同上

文 色 目 等 一切縮強ふたろき裁縮の  
 異 形 此よりり武友これと服は位襖と  
 つ 不 ぞうち公卿にかなし縫腋を着せしめ  
 たり

石帯

同上

野剣

尻鞘

平鞘太刀毛板形太刀革緒太刀衛府太刀と  
コウトコム 兵伏たり螺鈿のとき時画  
故実ナリ 螺鈿のとき時画  
 襲の時りり六時以下つと黒漆りり  
 装束左は紫革右は藍革検非違使は左  
 と締をい藍革りり但大吏判官尻鞘四位以上  
 豹五位以下庶あま以下猪弘尻鞘  
 を異形キヨキヨウと云細尻鞘尻尾と云

平緒

帖紙

檜扇等同上

# 笏

弓箒改帯あるときハ帖紙のとき入

胡公録

平胡竹録四府の督上達部次將檢非違使これと  
 帯に但上を執次ハ殿腰と着をハ士靈胡公録  
 近基の次將外衛ハ六府の判官以下居るハ  
 りにこれとハ將胡録ハ行幸の供奉ハ六府の  
 判官以下とハ用及螺鈿ハをハのハ時  
 倫ハ襲の時五位以上これハ檢非違使ハ本地  
 あまハ決懸地六位以下一切黒漆なり装束左

いひしや死右ハ急田矢の敷飛ら胡籥ハたし矢  
るん二十一筋間塞ハ近衛次将ハ妻取或ハ如梅  
自余ハ玄北檀帝九筋ハ淡アハハは打交也  
壺胡籥ハ上是とも七より将胡籥ハ女口筋ハ川  
也七羽ハ左ハ簪右ハ南慎るり樺ハ弓了  
あり

螺鈿ハそれのと入るも急ハ襲の時五位以上是  
をも檢非遠便ハ決然也六位以下黒漆ハ  
也衛の將ハ如梅の様自余ハ玄樺より装束

尾よりひりれるハ獵胡籥乃と突ハ滋養を  
もちぬ

杏

武官ハ騎馬の外靴をもちひ寸自余同上

布袴ハ事

束帯の表袴大口を畧しく差貫下袴ハその  
袖と差りり自餘ハ了れるハ右袖服たり  
半袖を用ひ凡私乃盡上のを重にもちふた  
元服嫁娶などに皆布袴或着用し  
る也也也代ハ大敷をたてそのまじしとす大

丈判官にき成るもふまゝ少納言侍辨侍  
奉るにきふも若用なるなり

衣冠の事

內衣 同上

襪

衣別直衣襪衣等のとよみ襪をもちひ寸勅

免の後これを用ふ

下袴

如の精好あるひ黄表衣をもちひ袴をもち

ちふ老者とふも成著に

冠 祖懸

文武を論さる垂緋に冠なり紫乃祖懸に拜

領万と鞠道乃人こも成用ふあるひに成

の備をもちふ新事なり自余紙ひもなり

単 同上

衣

色文等大概のこるなり勝のめ色々の衣

成もふもあはくは出衣なり

老人又よる袖に揆非違使の衣をいさば

深をもふなるなり

虫核

差サシ貫ヌキ 腹ハラ白シロ袴ハカマ

撫圓の國文の雲立涌の御おろし文の蓋は丸  
 若年のの口の禁名の殿上人の浮文の鳥ダシキ禪印  
 年一ののるハ二重織包ひりせ祀地の龜甲カメコ巻玉乃  
 臥蝶の丸非名の入平縮たのく裏あせ平縮  
 冬多よびなり紫紫紫袴袴 青月朽葉花田花田  
田冬多なり官位年齡よるころひころれゆは  
 あく先途改返とる老名いふれ平縮をともふ  
 まる青月朽葉のわら物日聖の一統の入大隈大  
 辨也経るの後これゆともふ此外柳の布袴を

儀式宿檢非遠使叙爵乃後若月八地下の五位  
 は大抵祀田のころぬる六位六位下下禊禊の袴なり其  
 乃指貫た公御階階なるこれ大文殿上人の二藍  
 の袴物裏あり地下も五位以上人よりりてこれ  
 を著に腹心の袷アサギ紫袴なる此下下袷アサギをく  
 是の躰コラれしとゆるくをありをむらひさるは  
 了若年の入いこまをこむ儀のときハ括とあま  
 赤けりそを上上括括とる  
 袍  
 徳履の袍束帯よる石帯はにらる

くまのねひよをゆきをいこを外へ引出して小  
紐を穿けりもなり衣冠をきて家直新たるより  
て、弓事にあつた時を著せし、私の晴の儀  
とらぬも、武官の六位か、關服衣冠れとあるを  
遊遊の事なり、畧儀のとある、衣單下袴等  
略に、流石——空装束とふ、近代平日朝  
系の弓の殿上人この新なり

衣冠りとも、時画の聖太刀をもとふ、革儲を  
つぎ、長者とも、矢あり、車中に入らなり

武官、これを帯に装束よとのと  
帖紙  
上小にり  
扇

冬々、繪の扇、夏の蝙蝠、常人々十二格、若年ハ  
波格、老年ハ八格、儀式官、揆非、遠使ハ六格なり、  
花田、意文の之、扇ハ、喪服乃外、らも、らひ、猫間  
骨は、大に、家の、主、法なり、らう、は、家、り、り  
て、差、別、あ、を、殿、上、地、下、申、請、と、これ、を、も、と、あ、  
骨の、色、ハ、孫、芳、骨、煮、骨、者、竹、黄、骨、あ、ら、ら

紙のい紙定を  
しうはは装束のときは其冬に編せしものを  
用ひしもの

水

尋常ら浅沓深泥のときは深沓騎馬の時

草靴を用ふ

直衣ナテシの中ナノウミトヨムシ

一切衣冠のときは袍と直衣との替りとなる  
冬は公卿は乃浮線綾の丸厨斗目綾より  
紫は平箔老若はるるは其に藍大文のり

此穀のものは花田年輪よ〜〜とふ殿上人は冬白  
の平箔よりび〜〜とふ其は薄物を色公卿よれたる  
ふ本は直衣を着し朝糸の中より〜〜とふ  
ともし教許に蒙り〜〜とふは糸肉にる事也  
さねはねも〜〜とふは鳥帽子也さる哉鳥  
帽子は直衣といふ大は以上院糸のときは暑着より  
はは直衣束帯直衣布袴といふ事也  
束帯布袴等これより石帯は〜〜とふ  
劍笏を用  
ぬ布方の〜〜とふ  
小直衣コナテシの中





くろ此は法あり、裏の季、あまひとら難る、  
後唐綾袴との綾袴物、顯文紗絹長布家  
眼摺條襖、襦袢、帯、袴、小おほし  
當腰とともふ、又下襲のおひと、假用及常の  
ぬす、神饌、上、人、と、上、厚、細、薄、平、等、の、綾、ま  
と、差、饌、と、も、う、ぬ、地、下、二、向、ら、く、く、那、で、  
されと地下も五位以上平饌、ひもひ、一、半、舊  
祀、ふ、ん、え、と、う、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、  
り、二、お、ろ、或、は、竹、字、に、句、ひ、だ、く、く、御、中、の、御、大  
ら、毛、抜、形、の、く、く、く、く、く、く、梅、の、花、く、く、饌、た、り、

長領のくを衣を、諸大夫以上初老乃後著用、  
あま、別當、依、外、記、史、内、記、醫、局、陰、の、西、道、く、く、平、斷  
く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、  
に、判、官、以、下、強、正、等、ハ、公、禰、る、く、系、後、布、此、と、下、と  
も、も、ぬ、く、外、ハ、強、く、の、馬、衣、家、く、く、り、人、に、く  
と、く、ひ、て、差、別、あ、せ、と、い、く、と、も、く、く、志、留、に、く、く、と、も  
く、く、く、く、外、記、史、檢、非、違、使、内、記、老、者、ハ、肩、或、饌  
く、く、籠、饌、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、  
冠、氏、若、く、若、く、く、く、武、官、は、鈕、を、穿、す、く、く、  
檢、非、違、使、の、六、位、時、く、く、く、く、これ、と、も、ぬ、

劍 帖命 扇等上のもの

當

上におろし、武官の時よりして公猪の股貫を  
もつて

半尻の事

童齡乃人これを名をいふ。徑爾本留や黄  
鶴印の浮文なり。裏あを裁縫うき衣の  
袖くさしはつねくの糸はく花髪よくはて  
わら親王大信たると乃子孫に者用留うる物なり

中々装束まをりて此用事自餘上ふれり  
水干の事

其色は多るに、薄物練薄物顯文紗布等  
り、うらや重武衣裏る、袴ハ大依草布に  
長袴ありん切袴あり、信平ぐきこころ  
ふらうに袖、地下は信り、大納言以下者  
用此も信り、たれそ、鷹衣ハ、太刀と帯ハ、或  
ハ、刃張も、水干に、鈕をもちん、刃、此帯に  
自餘まのこ、童形の人尋るこ此信なり  
直垂の事 大依

色同さるる陽しき大納言以下者用の色は有り陽  
明より其色は槐のころも用ひ給腰正の平柄あり  
袖くまき糸結等しる多御用ありしれむくしき  
信たり、扇上人に上精好しりたり、以下大抵布  
ひきりたり、大紋の布直糸、家の紋をつ  
きしる御用ふたり、竹よう直糸大紋よりかた  
らき刀をもちぬ、太刀の糸結急の盤太刀は  
多しむ、武士の糸結太刀と帯ふ太刀  
と帯りたり、刀を引たり、剣刀ももに帯  
され、裏打といふ有り、太刀の武士乃外には

と留しり、路頭の大抵裏急ともしる、帯、袴、袴

長柄の中

童形の人、此料より、畢竟長柄の形とせしに、菊  
柄をつあしはたり、龍口のえ服の後と着用を

素襖乃中

ろれ色定もらん、腰板あり、家の紋をつく、柄紐  
革ともぬ、よつちの革緒の直糸とす、柄鳥帽と  
び著り、劔刀意ふる有り、帯の柄もあし、  
おひ、おひ、水干竿下の装束、空装束あり

あつて意何取ともうひ下袴の料と大口袴着  
ゆるともあき時直りよ敷いし

夏冬更衣事

冬装束者從十月一日至三月三十日著之夏装  
束者服上人以下從四月一日至九月三十日著  
之公卿者從端平日用夏裝束內衣者九  
月一日以後三月三十日以前著小袖四月一日以  
後五月四日以前著九月一日以後同八日以前著袴  
又帷子者服上人等自四月賀茂祭日公卿者  
自五月五日至八月三十日用之

執物の事

別儀なり朱乃妻折なり柄五位以上黒漆  
六位以下白木袋衣三張布を三重し折まき  
る此あるをききもて下衣を折なり折り袖  
の布を帯を入る料なり假粧羊の藍革ひき  
ひ革櫃革黒革錦革昔蒲革ふり高宿  
より先途を造る人を紫革六枚儀式宿衣ひ  
ひ藍革六枚耶

胡床 几床

胡床武官乃料、几床文官の料、  
庭上踏次の腰、  
儀式官檢非違使、  
繼代

敷皮  
一重布

四位以上豹、五位布、六位麻

笥袋 同袋

袋、大俵、  
角上、  
西積

鞭管 日俵

一切笥袋、  
菅

永筒

黒漆、  
雨衣

平絹の鳩、  
絹、  
行騰

麻乃皮、  
馬上

深草

黒の甲斐草、縁紫、うしろ裏布なり。

凡儀、傘といひ俗稱なり。と傘と

造花定形、玉田の儀、うしろは、引物あう地

の、い、考地、乃、う、ま、形、り、絹、傘、を、錦、を、用、ひ、

う、れ、束、改、正、し、物、と、い、ひ、総、角、に、積、ま、終、り、ふ、ち、徒、む

ら、は、至、終、村、洗、号、流、換、あ、を、或、い、る、落、簷、を、

い、は、お、ゆ、く、と、れ、取、用、わ、あ、る、ふ、に、引、物、使、上、

お、り、祭、使、う、れ、む、ら、晴、の、と、き、に、こ、れ、と、も

あ、む。

僮僕負数の事

附装束

随筆

攝政関白太政大臣、左右府生各一人、左右番

長各一人、近衛六人、合十人、左右大臣内大臣

、左右兼田長各一人、近衛六人、合八人、左右大将

我方此番長一人、近衛五人、合六人、但大臣の大

將、左右番長各一人、近衛六人、我方の府生

一人、と、め、か、ふ、大、納、言、の、大、將、の、府、生、各、一、

加、へ、り、と、い、ふ、事、なり、り、装、束、の、事、一、府、生、は、卷

端、束、帯、壺、心、録、番、長、以、下、細、端、冠、褌、衣、袴、袴、壺

胡録半臂イナキ以下平領下重條著ろり、遠形アヒギの時々、葉脛中、サキノウラ戸緒アヒギ左近ハ紅の絶アヒギ右近ハ赤乃條の純、福衣の色ハ近代通アヒギして花田アヒギ也、も、及袴の色、備色アヒギハ左近ハ二藍、右近ハ兩本半臂下ろ、森これより、アヒギ後、左近ハ栲葉、右近ハ栲葉、四府以下白袴なり、ま、え、この間ハ、お毒、此袴を用多、鈕の装束、左ハ紫、草、右ハ藍、草、葉脛中アヒギのとも、葉、草、也、も、ま、よ、よ、小隨身ハ四府の督、近、乃、中、将、一、四、人、少、将、四、府、の、依、殿、上、伊、美、さ、れ、る、三、寮、の、頭、助、將、監、寺、二、人、也、め、

具ハ、装束細條、福衣、つ、き、と、番、長、以、下、に、お、な、  
一、小、随、身、と、も、本、府、の、隨、身、と、對、し、て、稱、さ、る、り、  
尋、常、ハ、只、隨、身、と、も、ま、ま、乃、と、も、アヒギ蜜、繪、の、福、衣、を、  
ま、お、左、を、アヒギ獅子、右、近、ハ、熊、アヒギ、尻、さ、也、アヒギ魚、形、の、丸、葉、  
アヒギ取、用、也、アヒギ俗、不、アヒギ繪、尾、鞘、之、  
**省、督、長**  
檢、非、違、使、の、被、官、ろ、り、別、當、以下、二、人、也、め、  
り、アヒギ細、海、比、冠、左、右、ハ、厚、衣、も、ま、衣、半、袴、赤、  
塗、の、弓、も、羽、乃、夫、常、鈕、なり、  
**火、長**

れありしに被官なり、別當以下二人改丸し  
し、花田の持衣、ふし、衣、單袴、弓、箭、劔、等

上よふなり  
衛府長 ヨウト長

雜色長カサとも、水取官人ともふ、おや、を、連、れ、とも  
一人を、や、り、り、り、府の隨身、改、も、ひ、ま、い  
新乃隨身、をも、石、具、さ、り、なり、も、新、鷹、衣、帶

コトネリ  
小舎人童 ワラハ

殿上人地下北五位以上これをも、石、具、は、晴、の、ま

殿上人四人地下二人、尋常、い、つ、き、も、一人なり、  
本儀主人束帯乃時、を、衣、衣、冠、重、衣、の時、木  
干、小、重、衣、鷹、さ、り、の、ま、長、絹、なり、志、く、れ、と、近、代  
か、く、く、く、丁、衣、を、用、ひ、色、定、る、と、あ、り、多、分、上、下  
同、色、の、唐、物、なり、衣、單、板、引、を、も、ふ、本、結、紅、梅  
此、唐、椀、なり、儀、式、官、檢、非、遠、使、本、結、之、の、檀、香  
は、東、も、質、素、なる、を、も、と、り、あ  
車 クルマ  
副 ツボ  
太政大臣六人、左右大臣内大臣四人、大申細言  
二人、参、儀、非、三、本、一、人、なり、平、礼、之、北、上、下、白



於衣單以著人殿下のおお  
冠とさかん

馬副

殿上人以下諸方丈以上り〜〜に得衣冠衣

單を袴靴とさかん八人或六人

小雜色

内院の雜色に對して小雜色といふ尋常はさ

雜色といふあり細立鳥帽とあかひの平袴と

男共らる衣衣單と着るあかひ如本と着る

ひるといふ如不雜色といふ

調度懸

殿上人以下武官此人乗馬のといふ一人を免し

々々といふ人の弓箭と帯〜〜の布衣体

御殿上人と六位を免

放免

檢非違使判官以下一人といふ具に鉾旗を

免直垂作たりもさ鉾持といふ

子振

子振雜色といふ馬上殿上人以下

をり〜〜の笏管鞭管水筒相几床毯代志を

りる等と〜〜又馬茶袋柄立袋といふ具に

唐鞞のしきをか、雲珠頭ウンジュカウをたぶり、又も振ウラ雜々といふ、装束、褙衣冠、衣單なり、褙衣の名は定る。

郎等ラウトウ

小面瀧コウメン口等これと云ふ、しきは、次は、干細立カンサウ体

中間チュウカン  
上ウヘふ、下シモふ、素襖ソウダウをき、帯オビ一ヒト、

執物シヨクモノ舎人シヤニン  
殿上人テンジョウジン以下四人、残ノコり、  
傘カサふと、と、  
む、雜ウラ々ウラ体タマなり。

### 馬部

馬寮乃下部ウマノカドなり、寮の馬ウマに乗ノリと、一人残ノコる、  
む、  
褙衣冠セイヤウカン單タンふと、  
む、  
雜ウラ々ウラ体タマなり。

大臣オウシ以上イヂヨウめ、  
む、  
退ノド紅ベニ乃水干褙ミヅカンセのたの

は、  
む、  
殿上人テンジョウジンも、  
祭使サヒ舞人マユリ

御厩舎人ミウマヤノトネリ 私舎人シヤカニン

御厩舎人ミウマヤノトネリは、  
大臣オウシ以上イヂヨウの名ナなり、  
又御馬ミウマに乗ノリと、  
殿上人テンジョウジン以下イヂヨウも、  
一人残ノコる、  
具ツグは、  
具ツグ舎人ツグシヤニンに、  
公卿クウケイ

二人殿上人等下一人なり、水干細立鞆と云ん。  
 歌合人  
 頭職乃殿上人をれの時一人残め、加あは  
 干体なり、  
 半飼 舍人  
 これい車れともりなり、装束は張と下なり、  
 二人或ハ一人なり、半飼とれる、  
 牛童  
 大抵二人致、ふむとせき、又水干とせき、  
 榻持

一人、は張体なり、又牛童にせき、  
 下品雜多  
 傘持者持ホの下部なり、雜多室さうくなり、  
 走雜色  
 上御已下四人あり、六人殿上人と下二人或ハ  
 四人乗車の時、前好留、むうはむさう  
 也  
 退紅  
 退れと著あれ、上部なり、れ中、は管持、大  
 臣以上、これきえ、具に、遊遊のころなり、

白丁ハクテイ

ふをを改著する下部より上下通して

傘皆自餘雜物をとて

附物ツケモノ

名御座上人地下ともに晴光をたつ  
糸もむねたう物乃不定なるもの  
金銅乃るは金ともふふとある物忌の  
事、とよみしきと糸

車クルマ之ノ事コト

檳榔毛唐廂車ヒンナウモトウシヤウ

親王大内外兼用を以て仙洞と兼御しむるなり  
危肩車アヤカシクルマ

親王大内兼御の納まふこれより

半部車ハントウクルマ 同上

青糸毛車アヲイトモクルマ

頗美藤の毛濃なる三之内親王兼用しむる  
如御と兼用せしむる也

大八葉車ダイハチエフクルマ

公卿これよりこれ大信と兼用をくはま  
僧獨と僧正にきくものゝ、杉柳毛ハ大信の外ハ

育ユクククハ  
小コ葉エフ車クルマ

殿上人以下僧侶これより、藁、蓆、縁、蓋、草  
小コ一イチ葉エフ車クルマ

外紀史醫酒法乃、海道、諸大夫これより、  
檢非違使兼用とこれ車クルマ、  
下シタ蓆シダシのノ車クルマ

中納言以上これをより兼用とむ、無文、有文、と兼  
るらハ、獲ウケ芳ホウ末マツ濃ノ青アヲ末マツ濃ノふり、  
赤アカ蓆シダシ上ノに獲ウケ芳ホウあり、  
青アヲ蓆シダシ上ノに青アヲ末マツ濃ノあり、

雨アメ皮カ

大信以上、下にと兼用とむ、蓆、人、下、家、の、流、  
より、て、鞍イサナの、つ、兼カミ命ノにつく、り、  
蠟ロウ引ヒキの、突ツキ布フ

榻タ

黒漆クワシより、もの、み、を、青、絲、毛アヲ、  
これ、敷シキ物モノあり、村ムラ蓆シダシあり、  
ハ、心ココロら、少オチく、仗ツクシ祖ソを、  
四ヨ角カド上ノ、  
蓆シダシ角カドを、兼カミ用ヨウ

兼五席のものをり

鞍ヤマト和ヤマトの事

橋五位に上螺鈿ありし時画成り銀地伏櫛の  
儀式に檢非違使ハ沃懸也六位以下是漆なり  
鏡四諸も表敷赤地乃みし儀式に檢非違  
又青地の錦なりしは表腹帯較具あり  
布此も扱れりしは腰帯中本幅切付四位以上  
豹五位虎外馳史内記等ハ葦鹿ありしは獨  
狩等式部洋正檢非違使ハ大筆のつぎ金  
銅の跡也也六位以下ハ水豹ハ大滑俗に長

鏡銀地或螺鈿時画梨子地等乃長六位の正條  
 震し〜の地の物儀或は槍非遠使の青地の  
 飾たり。逆粗チカラカは赤絹或は白絹貫詣ツギ一切の事  
 一。唐菱形花形鏡等時了る多ういともたぬ  
 白銀の御々藤芳條のうにわゝ位以上棟後  
 あまひ平絹儀或は槍非遠使の朱紋の平絹六  
 位以下絹縵の布たり。是繩五位以上綾あまひハ  
 平絹のうちまの儀或は槍非遠使の白布六  
 位以下打交或はふつりも布り。引差繩差  
 繩のや連着鞆ハ五位以上これともハ紺紫

蘇芳下濃紫下濃等儀式槍非遠使の朱  
 紋乃御儀たり。諸大夫は六位の紫縹じやう等の辻  
 をもたぬ。是乃の六位の紫縹のとき、  
 鏡等銀をなほりしや方子鏡とはごり  
 一。銀地中ふ鏡ハたや壺鏡ともなり

唐カウ裁

栲黒漆螺鈿の裏あり。表敷赤地乃あり。  
 由木櫛あや地のみ。此れ表腹帯大滑袴  
 袴とあり。銀片をれは金洞の三重伏袴。うう  
 令物等あり。輪鎧金銅力革四方手鞆等赤滑

金鋼の赤葉梅意草蓆形の銀面梅のえんを  
 さし金鋼のハ子左右おのく六の鈴あり雲珠ハ  
 金銀珠玉をとり或ハ金銀を寶珠をつく多頸銀金  
 鋼の環珠をつく多交或ハ子の銀あり耳袋  
 尾節ホ赤地あり多子鯛ハ花菱をれ白  
 布の差繩あり  
 移鞍  
 橋馬漆螺釘由木ありみ表交赤地のあり  
 大滑藍草蓆洞く大縁をつく花菱をれ白  
 革の刀革釣鎌をりく黒漆の鐘をりく表

一とあり菱形の響紫革の紐をり  
 九組金鋼の平鈴纏のつら総ふさく繩をり  
 水干鞍

襲のとき柔月らよりく常規なり大換黒  
 漆の柄中よりく又黒漆のあぶ見古長裏  
 一と赤地あり赤地のあり多子草子准  
 一と知つしよとあり総ふさく繩をり  
 表敷紅鞍をり草のや針縁藍革或ハ  
 漆草金鋼の響由あり力革ふりんと錦  
 一とつむ尺泥際置色撥面の色とをり





ふ布一等のま〜のま。

明衣メイイの事

小忌コイミ 静シズカ 楯タテ

拜領乃小忌出納の小忌布をいつてもは後  
布をつくする文々梅柳ウメヤナギ 蕨アザミ 小草コクサ 鶉ウツクシ 子コ 等  
賀茂の山あわゆるアハレ 赤アカ 紐ヒモ とく 禊ハヒ 芳ヨシ 一ヒト  
ちヒト 濃ニシ 一ヒト ちヒト 布フ をヲ 古コ のノ 角ツノ 二ニ つツ くク このコノ 正マサ 心ココロ 中ナカ  
一寸イツブツ のノ 正マサ 心ココロ をヲ 三サン 重カサ 二ニ 重カサ 二ニ 重カサ 二ニ 重カサ 二ニ 重カサ  
羽ハ ありアリ 形カタチ 報ウケ 返ヘリ ぶブ 蝶テフ 鳥トリ をヲ 為ナシ うウ をヲ 袍ホ のノ  
うウ まマ 正マサ 心ココロ 正マサ 心ココロ 正マサ 心ココロ 正マサ 心ココロ 正マサ 心ココロ  
私シ 小コ 忌イミ 心ココロ 一ヒト 切キ うウ りリ 衣イ のノ 正マサ 心ココロ 正マサ 心ココロ 正マサ 心ココロ 正マサ 心ココロ

ひとくち、私家より儲く、表衣をさへ、半臂の  
よき死ぬたり、是亦大祀に著用は、文赤ひと  
つ里とと赤こく、ろ流らち大嘗會の事  
の小事、別式よき、但小事よ、かろく、次日、陰のうけり  
戎用ひく冠、子纏あるり、相領の時、くたこ  
れを具せらば、私の小忌、く、日、陰あり、心葉  
芽、或具く、眞、實の、日、陰の、う、く、と、ろ、れ、と、手  
ま、と、ふ、たり、日、陰の、系、は、ふ、崩、木、紅、菱、等、宿  
宿、位、年、齡、く、り、て、ま、ん、あ、あ、と、ま、く、青、指、を、  
南、小、陰、時、祭、の、舞、人、陪、從、人、長、等、これと著ん

早、竟、私、の、小、忌、なり、日、の、系、人、葉、なり、舞、人、の、相、伴、  
陪、從、人、長、櫻、桐、つ、り、と、小、草、の、文、あり、み、れ、と、托、と  
と、ま、ふ、赤、を、と、く、り、れ、る、舞、人、人、長、た、の、肩、よ  
つ、く、紅、襦、の、と、免、たり、重、襦、と、て、紅、の、打、袴、の、上  
に、鳳、凰、の、摺、袴、を、つ、く、サ、爾、本、比、り、系、あ、き、歌、美  
系、の、も、の、た、り、と、これ、と、物、を、あ、る、ふ、舞、人、を  
絲、袴、或、も、と、ひ、自、竹、の、沙、出、ぬ、也、  
齋、服、  
白、布、よ、く、つ、く、紅、く、ら、あ、く、襦、あ、を、正、衣  
の、も、く、何、勢、か、あ、り、ハ、コ、エ、あ、を、ト、部、家

平ヒコハコエエエ一、袴衣ハカマ此コノとき小帯コビをきとらぬ。

浄衣ジヤウイ

白張布シラカサをけ付く票ヒ丁衣チヤウイのききき一、懸袖ケテウ取り  
打返ウチカエ一、とら此コノ中ナカにこここを通一、とら籠カゴ籠カゴ  
みみれれ、肩カダもなひひこことらままぬぬるる、小帯コビ、心ココロの  
精好セイコウとらもまこととたたひひとら準ス一、とられれ  
とら明衣メイイの中ナカ、小忌コヨミ、束帯スベタウも準一、齋服サイフク  
とら衣冠イカン並ナ衣イ、準ス一、袴衣ハカマも準とら  
所トコロ後ノチ浄衣ジヤウイ亦モ、冠カウ烏帽カウ子コとら用ヨウも  
とらぬぬ。

法ホウ中チュウ装束サウソクの事コト

袍ホウ裳モ

法ホウ服フクももとら、上ウ下ゲとら、此コノ後ノチ文袍モンホウのしとら免ケ  
りり、色イロ、僧正ソウジヤウ以上イサ、緋ヒ、ああ、香カウ僧都ソウト以下イカ、宗ソウ  
老ラウとら木蘭モラン、元ゲン僧ソウとら黒クロとら著シヤク、小帯コビ、ああ、裏ウラは  
かかとらのし、ううとら、平絹ヘイキウなりなり、裳モ、いいとらぬぬ、  
十二ジュニ比ヒ、袷アサ、りり、束帯スベタウのし、表袴ヒヤウカウ、大口オウチ、袷アサ、袴カウ  
単タン、襪ワカ、号ゴウ、可カ、ぬぬ、たたくくはは、心ココロ、号ゴウ、志シ、袷アサ、袴カウ  
りり、帖紙テシ、袴カウ、のし、号ゴウ、儀ギ、中ナカ、にに、ととららぬぬ、水スイ、精セイ  
乃ノ念珠ネンジュ、ととらら、袷アサ、裳モ、ととらら、七シチ、條ジョウ、ととらら、納ノウ、乃ノ、事コト、

甲<sup>カウ</sup>此装束あり僧正以上或は一會<sup>エ</sup>の閑樂を  
必<sup>キ</sup>地の金襴<sup>キヌ</sup>まは遠山乃々<sup>トク</sup>香<sup>カウ</sup>此装束不  
とも<sup>トモ</sup>ふ僧都<sup>ソウ</sup>本<sup>ホ</sup>地<sup>チ</sup>律師<sup>リ</sup>以下<sup>カ</sup>各地<sup>カ</sup>  
僧正以下<sup>ソウ</sup>も装束として装束念珠<sup>ソウ</sup>不<sup>フ</sup>四天<sup>テン</sup>  
他<sup>カ</sup>の宗<sup>ソウ</sup>氏<sup>シ</sup>交<sup>カウ</sup>へくとも<sup>トモ</sup>ぬれ<sup>レ</sup>も<sup>モ</sup>法<sup>ホウ</sup>中の  
装束は<sup>ソウ</sup>其<sup>カ</sup>冬<sup>トウ</sup>の多<sup>タ</sup>別<sup>ベツ</sup>なり<sup>ナリ</sup>其<sup>カ</sup>も<sup>モ</sup>あ<sup>ア</sup>の  
重<sup>オモ</sup>衣<sup>イ</sup>の系<sup>ケイ</sup>と著<sup>ショ</sup>る<sup>ル</sup>もの重<sup>オモ</sup>

鈍<sup>ドク</sup>色<sup>シキ</sup>

一切<sup>イツ</sup>袍<sup>ポウ</sup>裳<sup>ショウ</sup>乃<sup>ノ</sup>と<sup>ト</sup>但<sup>タ</sup>無<sup>ム</sup>文<sup>ブン</sup>なり<sup>ナリ</sup>精<sup>セイ</sup>好<sup>コウ</sup>と<sup>ト</sup>  
ち<sup>チ</sup>ぬ<sup>ヌ</sup>色<sup>シキ</sup>と<sup>ト</sup>上<sup>ウ</sup>ふ<sup>フ</sup>なり<sup>ナリ</sup>紫<sup>ムラサキ</sup>青<sup>アヲ</sup>門<sup>カド</sup>より<sup>ヨリ</sup>著<sup>ショ</sup>る<sup>ル</sup>

智<sup>チ</sup>ら系<sup>ケイ</sup>諸<sup>ショ</sup>家<sup>カ</sup>申<sup>マウ</sup>ら<sup>ラ</sup>き<sup>キ</sup>く<sup>ク</sup>司<sup>シ</sup>ふ<sup>フ</sup>鈍<sup>ドク</sup>衣<sup>イ</sup>も<sup>モ</sup>若<sup>ニハ</sup>貴<sup>キ</sup>下<sup>カ</sup>  
袴<sup>ハカマ</sup>一切<sup>イツ</sup>俗<sup>ソク</sup>中<sup>チュウ</sup>の<sup>ノ</sup>色<sup>シキ</sup>装<sup>ソウ</sup>束<sup>ブツ</sup>の<sup>ノ</sup>目<sup>メ</sup>て<sup>テ</sup>後<sup>コト</sup>乃<sup>ノ</sup>五<sup>イ</sup>  
條<sup>ゴ</sup>紫<sup>ムラサキ</sup>は<sup>ハ</sup>もん<sup>モン</sup>白<sup>シロ</sup>なり<sup>ナリ</sup>後<sup>コト</sup>色<sup>シキ</sup>は<sup>ハ</sup>紫<sup>ムラサキ</sup>なり<sup>ナリ</sup>若<sup>ニハ</sup>年<sup>ネン</sup>乃<sup>ノ</sup>  
僧<sup>ソウ</sup>正<sup>テイ</sup>の<sup>ノ</sup>帷<sup>ヱ</sup>の<sup>ノ</sup>紋<sup>モン</sup>白<sup>シロ</sup>なり<sup>ナリ</sup>元<sup>ゲン</sup>と<sup>ト</sup>僧<sup>ソウ</sup>正<sup>テイ</sup>の<sup>ノ</sup>帷<sup>ヱ</sup>  
孫<sup>ソノ</sup>たり<sup>リ</sup>二<sup>ニ</sup>重<sup>ジュウ</sup>た<sup>タ</sup>る<sup>ル</sup>物<sup>モノ</sup>と<sup>ト</sup>用<sup>ヨウ</sup>む<sup>ム</sup>侍<sup>シ</sup>僧<sup>ソウ</sup>師<sup>シ</sup>下<sup>カ</sup>  
候<sup>コウ</sup>人<sup>ニン</sup>の<sup>ノ</sup>装<sup>ソウ</sup>束<sup>ブツ</sup>も<sup>モ</sup>一<sup>イツ</sup>條<sup>ゴ</sup>乃<sup>ノ</sup>三<sup>サン</sup>本<sup>ホン</sup>色<sup>シキ</sup>を<sup>ヲ</sup>著<sup>ショ</sup>用<sup>ヨウ</sup>む<sup>ム</sup>候<sup>コウ</sup>  
なり<sup>ナリ</sup>又<sup>マタ</sup>三<sup>サン</sup>緒<sup>ソ</sup>乃<sup>ノ</sup>五<sup>イ</sup>條<sup>ゴ</sup>も<sup>モ</sup>不<sup>フ</sup>あ<sup>ア</sup>る<sup>ル</sup>小<sup>コ</sup>紐<sup>ヌイ</sup>あり<sup>リ</sup>威<sup>イ</sup>  
儀<sup>イ</sup>の<sup>ノ</sup>緒<sup>ソ</sup>之<sup>ノ</sup>五<sup>イ</sup>ち<sup>チ</sup>著<sup>ショ</sup>る<sup>ル</sup>候<sup>コウ</sup>を<sup>ヲ</sup>著<sup>ショ</sup>る<sup>ル</sup>候<sup>コウ</sup>を<sup>ヲ</sup>著<sup>ショ</sup>る<sup>ル</sup>候<sup>コウ</sup>を<sup>ヲ</sup>著<sup>ショ</sup>る<sup>ル</sup>候<sup>コウ</sup>  
編<sup>ヒ</sup>編<sup>ヒ</sup>の<sup>ノ</sup>色<sup>シキ</sup>も<sup>モ</sup>法<sup>ホウ</sup>  
末<sup>キ</sup>衣<sup>イ</sup>代<sup>ダイ</sup>

口傳カハコトモテウ又表代衣カハコトモテウの意カハコトモテウ 勅許チツキョなるもの  
を若用ニホヨウして糸肉イトニクに事コトを申マウるを裁サイ  
縫ヌイハ大抵廉絹オホテヒヤクのシ白シロの小菱コノハはあや  
ゆるしいハ蒲黄ハハ角菊カクはホら白シロの紫ムラサキの平絹ヘイキウ  
ありカハコトモテウ製装セゾウさシぬヌるルをウ純ジュン多タよユたタなり  
廉絹ヒヤク  
ろ淡色タンシキ定テイるルハ年鵬ネンボウ末マツ後ゴの人ヒトハハ白シロハハ僧ソウハ  
黒クロ衣イ老ラウるル木蘭モクランいハつツきキとト無文ムブンのハらラおオるル製装  
ハ五條ゴジョウ自余ジヨ上ウりリたタりリ  
直綴チキツ

文色目等定モンシキトドなりナリハ年鵬ネンボウ末マツ後ゴの人ヒトハハ白シロハハ僧ソウ  
のハ白シロ衣イ老ラウるル木蘭モクランハハ僧ソウハハ白シロ無文ムブンなりナリとトあり  
早ハヤ竟キヤウ袍ホ裳シヤウハハ界カイハハ小五條コゴジョウハハ袴ハカマ子コ  
製装セゾウ端ヘン製装セゾウとトもモらラぬヌ袴ハカマハハ小五條コゴジョウハハ袴ハカマ子コ  
うウそソくクなりナリ

加カせセ襦ジュ 一イチはハ本ホン

いイつツきキもモ廉絹ヒヤクのハらラ取トルりリたタるルはハ存ゾンなりナリとトあり  
なりナリ袖スエ半ヘンありアリとトもモらラぬヌ襦ジュハハ袖スエハハ入イりリ  
とトありアリ白シロとトもモらラぬヌ早ハヤ竟キヤウ廉絹ヒヤク也ヤハハ製装セゾウのハらラぬヌ  
僧俗ソウゾク製装セゾウ相サウ當トウなりナリ

袍裳者准束帶。鈍色者准衣冠。裘袋者  
准衣。廉紡者准小直衣。熨衣等。直綴者  
准水干。直垂等也。

此抄者依芳賀勝長。過尚彦。光照僧都。義  
牛僧都等。同尋常裝束。著用。改第以下  
聊記之。了如。  
主上。皇東。皇親。王等。御裝束。已下。異文  
袍。異樣。鳳衣。異樣。並衣。深裝束。或。札。服  
異之。專為。初字也。倉卒。記之。間。不免。訛  
誤。頗。悼。外。見。者。也。

天保二年十月。於備前國。名山。記之。澹元。翰。

明治二十二年八月廿二日  
西新里富居字之平  
十月廿四日一粒

冬小樹  
凌



